

三木総合防災公園
管理水準書

令和5年6月

兵庫県広域防災センター

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 三木総合防災公園の維持管理・管理運営の基本方針	2
1. 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画の遵守	2
2. 公園の維持管理運営の基本方針.....	3
II 維持管理	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理.....	4
第2節 芝生管理(スポーツ施設を除く)	6
第3節 草花管理.....	6
第4節 草地管理.....	7
第5節 屋内テニスコート屋根緑化等管理.....	8
2. 施設管理	8
第1節 日常点検.....	9
第2節 定期点検.....	9
第3節 法定点検.....	10
第4節 芝管理施設.....	11
第5節 有料施設管理	14
第6節 施設修繕.....	16
3. 占用施設	17
4. 清掃.....	17
第1節 建築物等清掃	17
第2節 園内清掃.....	17
III 運営管理	18
1. スポーツ施設管理運営の留意点について	18
2. 安全巡視	19
3. 利用の指導.....	20
4. 利用料金等の徴収.....	20
5. 利用の許可.....	20
6. 利用の増進及び住民参画の取り組み.....	21
7. 施設命名権導入に伴う対応業務.....	23
8. 広告誘致に伴う対応業務.....	23
9. 運動施設の特別利用	23
IV 広域防災拠点業務	24
1. 平常時の業務	24
2. 災害待機時業務	26

3. 災害時応急対策業務	26
4. 大規模災害発生時業務.....	27
5. 契約期間満了後の引き継ぎ期間の設定について	28
V 公園内における緊急時に対する措置.....	29
1. 災害発生時の災害応急対策業務実施における公園利用との調整.....	29
2. 公園内の災害・事故への対応.....	29
3. 警備.....	30
4. 損害保険への加入.....	31
VI その他.....	31
1. 収益事業の実施	31
2. 県への報告.....	32
3. 県への損害賠償	33
4. ローカル5Gの利活用について.....	33

三木総合防災公園 管理水準書

公園の概要

公園名： 三木総合防災公園（広域公園）

所在地： 三木市志染町三津田他

面積： 202.2ha

概要： 三木総合防災公園は、日本最大級の屋内テニス場(ブルボンビーンズドーム)、第1種公認の陸上競技場、天然芝2面を含む球技場3面、野球場などの本格的なスポーツ・レクリエーション施設を備えるとともに、災害時には隣接する兵庫県広域防災センターと一体となって、県下全域の防災拠点としての役割を担う広域公園である。

特に、本格的なスポーツ・レクリエーション施設の代表として第1陸上競技場は(財)日本陸上競技連盟の第1種公認をうけており、約2万人を収容でき、大規模な各種競技大会の開催にも対応できる施設である。

また、屋内テニス場(ビーンズドーム)は、「テニス王国兵庫の象徴」として、「ジュニア育成の拠点」となるべく計画された。本施設での、フェドカップ(2008.2)開催や日本ナショナルチームの強化合宿の開催等を契機に、現在、『日本のテニスのメッカ』を目指した取り組みを推進してきた。また、ネーミングライツを導入し、フェドカップなどの国際大会誘致やジュニア選手の育成なども行っている。

県下全域の広域防災拠点としては、①部隊の駐屯機能、②物資、資機材の集積・配送機能、③ヘリポート機能を有している。

主要施設： 資料集参照

利用状況

年間利用者数： 約1,071千人(令和4年度実績)。年間通して、春期と秋期の利用が特に多い。繁忙期で107千人/月、閑散期で75千人/月の利用者がある。

利用者傾向： 各種スポーツ施設を有し、国際、全国、県大会レベルの公式大会で利用されている。合わせて、近隣住民のウォーキング・ジョギング、自然を楽しむなどの日常的な公園利用も見られる。

I 三木総合防災公園の維持管理・管理運営の基本方針

1. 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画の遵守

平成28年6月に策定した「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行っている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※ 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)」は兵庫県のホームページを参照すること。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

〈兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ① 地域の活性化をもたらす公園づくり
- ② 地域文化の保全・継承・新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③ 元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④ 子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤ 子どもを育む公園づくり
- ⑥ 3世代が楽しめる公園づくり

III 環境と共生に資する公園

- ⑦ 自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧ 環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨ 安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩ 安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪ 誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫ 効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬ 社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭ 施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮ より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯ 県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰ 効果的な広報の推進
- ⑱ 公園づくりの評価等の推進

2. 公園の維持管理運営の基本方針

本公園は、災害時には隣接する「兵庫県広域防災センター」と一体となって県全域をカバーする広域防災拠点としての役割を担うとともに、平常時には地域の優れた自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの拠点となる都市公園である。

災害時には、陸上競技場は救援物資の集配基地となり、屋内テニスは応急活動要員の集結・宿泊等の活動拠点として機能するなど、公園内の各施設には、災害時の役割を定めている。

平常時には、全国レベルの各種大会が開催可能な第1種公認の陸上競技場、国内外の大会の開催やジュニア選手の育成を目的とした屋内テニス場など、県下最大級のスポーツ・レクリエーションの拠点となる。

指定管理者は、これらの本公園の目的を十分理解した上で前述のひょうごパークマネジメントプランの方針に基づき、下記により適正な運営管理を行う必要がある。

【スポーツ施設や自然・文化施設を活かした公園や地域の活性化】

様々な運動施設を活用した多様なレベルの大会やスポーツイベント誘致・開催、プロのスポーツ選手育成と合わせて、生涯を通じた健康づくりに寄与するプログラムや多様な特性を持つ人が参加できるスポーツの推進、子育て支援等、利用者の需要に応じた利用促進事業のさらなる推進を期待する。特に屋内テニスコートでは、日本のテニスの中核施設として国際大会の誘致により、施設のプレゼンス向上を期待する。

さらに、公園の自然や御坂サイフォンなどの歴史資源を生かした公園利用の促進に期待する。

【広域防災拠点業務の責任ある遂行】

公園の防災計画上の機能を理解し、県の防災拠点として平常時・災害時の対応業務を県と協力して責任を持って行うこと。

さらに安全な暮らしを支える防災拠点としての公園PRや県民の防災意識の醸成に資する防災イベント等の提案を期待する。

【県民の参画と協働による活動の推進】

公園内のスポーツ施設や自然、歴史資源を活かし、地域の活性化やコミュニティ醸成を図るため、県民の参画と協働による活動の推進に努めること。

II 維持管理

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、適正な管理と保守点検を実施すること。施設管理にあたっては、利用対象に応じて、芝生グラウンドを良好なコンディションに保ち、各種スポーツ大会開催等に支障がないようにすること。さらに、競技者だけでなく随行者や観戦者、他の公園利用者にとっても快適な公園利用ができるように留意すること。

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・故損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木、樹林を対象とし、樹木管理図(資料集P7)を参照すること。

1.2 樹林管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行うこと。

公園の大部分を占める自然樹林については、原則として、風倒、腐朽等の危険木処理、樹林地管理において支障となる樹木の伐採以外は人為的な管理は行わないこと。

1.3 高木管理

高木は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成を目的として行う。

(1) 適用範囲：樹木管理図に示す高木の範囲

(2) 頻 度：適宜

(3) 高木管理における留意事項と剪定方法

① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。

② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者・淡河幹線管理者等から要請があった場合、速やかに対応する。

③ 隣接民地に対して影響のある樹木についても、上記と同様に樹木剪定を行う。

④ 上記①～③剪定に当たっては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、

公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。

- ⑤ 剪定枝は、チップ化利用など適切に処分する。

1.4 低木剪定

低木の植樹目的にあわせた管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり、樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

- (1) 適用範囲：樹木管理図に示す低木の範囲(26,564㎡ 資料編P7)
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 低木剪定等の留意事項
 - ① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
 - ② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
 - ③ 刈取った枝葉はチップ化利用など適切に処分する。

1.5 施 肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。(資料編P8)

- (1) 頻 度：適宜
- (2) 施肥を行ううえでの留意事項

樹木の特性に応じ、適切な方法・時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生に対しては早急に対応する。

- (1) 頻 度：発生状況により適宜行う。(1式)
- (2) 薬剤散布に関する留意事項
 - ① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
 - ② 薬剤の種類は、状況に応じて決定する。
 - ③ 事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
 - ④ 散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意し

て行う。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう注意深く適宜行う。

第2節 芝生管理(スポーツ施設を除く)

利用状況、設置目的を勘案し、芝刈り等の作業を適切に行い管理する。また、必要に応じて、施肥、エアレーション、目土等の作業も行う。

2.1 適用範囲

芝地草地管理図(資料編P8)のスポーツ施設を除く範囲

2.2 管理内容

それぞれの芝生地の整備目的および利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、状況に応じ、適切な管理を行う。

2.3 芝生管理における留意事項

- ① 芝刈り作業を行う際は、芝生地内にある石、あきカン等の障害物はあらかじめ取り除き、また、十分に安全確保を行う。
- ② 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- ③ 施肥については肥料やけを起さぬよう配慮する。
- ④ 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- ⑤ 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けしたものを使用する。

※ 陸上競技場インフィールド、野球場外野、球技場、グランドゴルフ等のスポーツ利用の芝生については、その利用特性に応じた管理を行うこと。(第4節の「有料施設の管理」を参照すること。)

第3節 草花管理

公園の華やかさを演出する重要な修景要素と位置付け、各施設における草花の管理を適切に行う。

3.1 適用範囲

公園花壇

3.2 作業内容及び頻度：

- (1) 灌水：適宜
- (2) 花柄摘み：適宜
- (3) 植え替え：2回／年
- (4) 抜根除草：適宜
- (5) 施肥：2回／年

3.3 草花管理を行ううえでの留意事項

- ① 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用する。
- ② 育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。
- ③ 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理する。

第4節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

4.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：芝地草地管理図(資料集)参照
- (2) 対象面積：公園全域の草地など 192,000㎡
- (3) 頻度：
 - ① 機械除草：3回／年、来園者が立ち入らない池周辺等は1回／年
太陽光発電設備(グラウンドゴルフ場南)については、発電に支障が生じないように、適宜行う。
 - ② 抜根除草：必要に応じて適宜

4.2 草刈を行ううえでの留意事項

- ① 草地内にある石、あきカン等の障害物はあらかじめ取り除く。
- ② 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ③ 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。またそれらにかからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- ④ 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- ⑤ 樹木の根際、柵類の周辺、法面など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈

りとする。

第5節 屋内テニス場屋根緑化等管理

本屋内テニス場は、日本のテニス競技の中核施設となるため設置されたものであり、その特徴ある意匠を生かした、より高度な管理が求められる。特に、本施設の屋根緑化の管理については、その構造特性を理解し、周辺環境になじむよう配慮する必要がある。

5.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：屋内テニス場屋根緑化部(ツタ部も含む)
- (2) 対象面積：7,024㎡
- (3) 頻 度：
 - ① 刈込・除草：1回/年を基本とし、必要に応じて適宜
 - ② 施 肥：必要に応じて適宜
 - ③ 灌 水：必要に応じて適宜
 - ④ 補植・追播：必要に応じて適宜
 - ⑤ 害虫駆除：必要に応じて適宜

5.2 管理時の留意事項

- ① 刈込・除草、補植・追播の実施に際しては、灌水設備、植生基盤材や屋根金属下地が損傷することを防止するため、高所作業車等を使用して作業することとし、作業時期や刈込度合い等は県と協議のうえ実施すること。
- ② 安全面に留意することは勿論のこと、施設の破損がないようにすること。灌水設備についても適切な灌水が出来るよう点検、維持管理すること。設備等を破損させた際は速やかに復旧すること。
- ③ 刈草等は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃すること。また、金属屋根部と緑化屋根部との境などの排水部、雨樋も清掃すること。
- ④ 屋上にツタを育成しているため、適宜管理すること。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲(公園全域の施設を対象とし、公園台帳を参照すること)

- (1) 建築物(陸上競技場、球技場管理棟(クラブハウス)、野球場管理棟、野球場レストハウス、屋内テニス場、便所棟など)
- (2) 工作物(休憩所(四阿等)、ベンチ、遊具、柵類、案内板 など)
- (3) 水景設備
- (4) 雨水排水設備
- (5) 汚水排水設備
- (6) ガス設備
- (7) 給水・給湯設備
- (8) 電気・機械設備(自動扉、空気調和設備、放送設備、ボイラー設備、**中央監視施設、昇降機**)
- (9) 消防設備
- (10) 太陽光発電設備(グラウンドゴルフ場南)
- (11) 耐震性貯水槽
- (12) その他、公園台帳に記載のある施設、設備

1.2 頻 度 1回/日

遊具については少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと。

1.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)」(一般社団法人日本公園施設業協会)に準じて行うこと。
- (2) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。
- (5) 陸上競技場と屋内テニス場には非常用発電設備用、空調熱源機械用として、大量の燃油貯蔵施設を有しているため、危険物取扱者を常駐させること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲

- (1) 建築物(陸上競技場、球技場管理棟(クラブハウス)、野球場管理棟、野球場レストハウス、屋内テニス場、便所棟など)
- (2) 工作物(休憩所(四阿等)、ベンチ、遊具、柵類、案内板 など)
- (3) 水景設備
- (4) 雨水排水設備
- (5) 汚水排水設備
- (6) ガス設備
- (7) 給水・給湯設備
- (8) 電気・機械設備(照明灯、受変電施設、自動扉、空気調和設備、放送設備、非常用発電設備など)
- (9) 消防設備
- (10) 太陽光発電設備(グラウンドゴルフ場南)
- (11) その他公園台帳に記載のある施設、設備

2.2 頻 度 2回/年(ただし、雨水排水設備、給水設備については、1回/年)

2.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)」(一般社団法人日本公園施設業協会)に準じて行うこと。
- (2) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令：

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- (6) その他上記に記載のない各法令

3.2 頻 度：各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第43条第1項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 芝管理施設

各有料施設の芝生の芝生は下記により管理すること。

4.1 適用範囲 芝地草地管理図(資料編P8)

	対象エリア	面積
1	野球場	14,100m ²
2	陸上競技場	22,700m ²
3	第2陸上競技場	17,100m ²
4	第1球技場	11,400m ²
5	第2球技場	11,300m ²
6	第3球技場	9,340m ²
7	グラウンド・ゴルフ場	10,850m ²

4.2 管理内容

- (1) それぞれの芝生の整備目的及び利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、状況に応じた管理を行うこと。
- (2) 天然芝生のピッチは表面が均一で選手がけがや予期せぬミスを恐れず安心してプレーできるように平坦さを維持すること。
- (3) 年間を通じてピッチ全体が芝で覆われていること。
- (4) 芝が均一で、しっかりと根を張り、健全に生育している状態であること。
- (5) 非常に湿潤な状態にあっても表面に水がたまず、雨中でも試合ができる良好な水はけを確保すること。
- (6) 陸上競技場及び第2陸上競技場のインフィールド、第1球技場及び第2球技場については、冬場も緑を維持するため、オーバーシードを行い、冬芝の育成を行うこと。

(7) 芝生管理基準

各施設の芝生の刈高は下記を基本とし、利用対象に合せた高さ管理をすること。

- ① 野球場 15mm 程度
- ② 陸上競技場・第2陸上競技場・第1・2球技場
夏期 15mm 程度、冬期 25mm 程度

4.3 人工芝生管理基準

- (1) 必要に応じて芝起こしを行う。
- (2) 必要に応じてゴムチップを補充する。
- (3) 人工芝フィールドの縁等、雑草が生えやすい領域等に留意して管理し、根やゴミ等を確認した際は速やかに除去する。

4.4 天然芝の利用制限

- (1) 芝生の利用状況や養生期間を鑑み、必要に応じて利用を制限することは可とするが、利用者の利便性等に十分配慮すること。
- (2) その他、芝生の状況により県との協議により使用禁止と判断された場合は利用を停止すること。

	対象エリア	利用状況	管理目標
1	野球場	中学生硬式野球の全国大会である県知事杯や県高等軟式野球大会などの公式試合等に利用される。	高水準なグラウンドコンディションを維持し、全国大会・県大会レベルの公式大会が円滑に実施できるものとする。
2	陸上競技場	陸上競技場は(財)日本陸上競技連盟の第1種公認、等に利用される。約2万人を収容でき、大規模な各種競技大会の開催にも対応しています。(H23、アジア陸上大会の練習会場となる)	高水準なグラウンドコンディションを維持し、全国大会・県大会レベルの公式大会が円滑に実施できるものとする。 スタジアムクラス2相当※
3	第2陸上競技場	18歳以下のサッカー全国大会、社会人リーグの県大会予選等に利用される。	高水準なグラウンドコンディションを維持し、全国大会・県大会レベルの公式大会を円滑に実施できる。 スタジアムクラス3相当※
4	球技場	第1、第2球技場は、天然芝でありサッカー場として利用される。 第3球技場は人工芝であり、サッカーの他ラグビーでも利用される。	天然芝の第1、第2サッカー場は、高水準なグラウンドコンディションを維持し、全国大会・県大会レベルの公式大会を円滑に実施できる。第3球技場は15歳以下の全国サッカー大会、ラグビー県予選等に利用される。第1野球場では、過去にプロ野球2軍公式戦(ウェスタンリーグ)が開催されている。第3球技場の人工芝は、適正な管理を行う。 第1、2球技場はスタジアムクラス3相当※
5	グラウンド・ゴルフ場	生涯スポーツ大会、誰でも参加できる月例大会等に利用させている。	適切な維持管理を行い、練習・大会利用を円滑に実施できるものとする。

※ スタジアム標準(財団法人 日本サッカー協会)に基づく。

第5節 有料施設管理

5.1 野球場

グラウンド仕様：内野黒土混合砂舗装、外野芝生、外周アンツーカー舗装

施設面積：14,100㎡

(1) 日常点検

- ① 頻度：1回/日

巡回時に、主として目視により点検する。

(2) 内野・外野整備

- ① 頻度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定する。

(3) グラウンド等整備

- ① 頻度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定。

- ② 整備内容：利用目的に応じた大会利用にも対応できる施設水準を維持できるよう、内野グラウンド整備(内野黒土耕耘作業や地均し、黒土補充、黒土飛散防止対策等)、外野芝整備、備品管理などを行う。

5.2 陸上競技場

仕様：全天候型9レーン、インフィールド：ティフトン芝他

施設面積：22,700㎡

(1) 日常点検

- ① 頻度：1回/日

- ② 方法：巡回時に、主として目視により点検する。

(2) 走路・フィールド等整備

- ① 頻度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定する。

- ② 整備内容：利用目的に応じた大会利用にも対応できる施設水準を維持できるよう、走路・フィールド整備、備品管理などを行う。なお、冬場も緑を維持するため、利用状況や生育状況を把握し適正な時期に、オーバーシードを行い、冬芝の育成や夏期の夏芝への転換を行うこと。

5.3 第2陸上競技場

仕様：全天候型8レーン、インフィールド：ティフトン芝他

施設面積：17,100㎡

- (1) 日常点検
 - ① 頻 度：1回／日
 - ② 方 法：巡回時に、主として目視により異常の有無を点検する。
- (2) 走路・フィールド等整備
 - ① 頻 度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定する。
 - ② 整備内容：利用目的に応じた大会利用にも対応できる施設水準を維持できるよう、走路・フィールド整備、備品管理などを行う。なお、冬場も緑を維持するため、利用状況や生育状況を把握し適正な時期に、オーバーシードを行い、冬芝の育成や夏期の夏芝への転換を行うこと。

5.4 球技場

グラウンド仕様：

第1球技場	：天然芝(ティフトン芝他)	11,400㎡
第2球技場	：天然芝(ティフトン芝他)	11,300㎡
第3球技場	：人工芝	9,340㎡

- (1) 日常点検
 - ① 頻 度：1回／日
 - ② 方 法：巡回時に、主として目視により点検する。
- (2) 整備内容：利用目的に応じた大会利用にも対応できる施設水準を維持できるよう、グラウンド芝整備、備品管理などを行う。なお、第1球技場及び第2球技場については、冬場も緑を維持するため、利用状況や生育状況を把握し適正な時期に、オーバーシードを行い、冬芝の育成や夏期の夏芝への転換を行うこと。

5.5 テニス場

屋内コート：施設面積16,167㎡、センターコート1面、サブコート8面

屋外コート：施設面積2,520㎡、ハードコート4面

(コートは全てハードコート「デコターフⅡ」)

壁打ちコート：施設面積300㎡、ハードコート2面

- (1) 日常点検
 - ① 頻 度：1回／日
 - ② 方 法：巡回時に、主として目視により点検する。
- (2) テニスコートの維持
 - ① 頻 度：利用状況を踏まえ、快適に使用できるよう設定する。
 - ② 整備内容：利用目的に応じた大会利用にも対応できる施設水準を維持でき

るよう、コート整備、備品管理などを行う。

5.6 グラウンド・ゴルフ場

グラウンド仕様：野芝及び天然芝(ひめの芝) 6,400㎡、

アップ・練習場：野芝及び天然芝(ティフトン芝) 4,450㎡

(1) 日常点検

① 頻 度：1回/日

② 方 法：巡回時に、主として目視により点検する。

(2) グラウンド整備

利用目的に応じた施設水準を維持できるよう、グラウンド芝整備、備品管理などを行う。

第6節 施設修繕

6.1 日常的な維持管理に必要な修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕^{※1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{※2}が必要となる場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕のこと。

6.2 兵庫県が実施する大規模修繕工事の予定

施設・設備の老朽化が進行している下記の設備・機器等の更新を予定している。

R5年度 屋内テニスコート照明 LED 化工事予定

R6年度以降 野球場スコアボード更新工事

陸上競技場電光掲示板更新工事

陸競技場メインスタジオ空調設備工事

屋内テニスコート舗装塗装工事

R5.6月時点の計画であり、確定したものではない。大規模修繕工事の実施にあたり、事前に事業者との調整の上、施設利用に極力影響を与えないように工事実施時期や工事工程等の調整を行うが、工事内容により施設の利用を制限する可能性がある。なお、これに関わる補償・補填は行わない。

3. 占用施設

占用施設は公園台帳により確認の上、管理区分を把握する。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 陸上競技場、球技場管理棟(クラブハウス)、野球場管理棟、野球場レストハウス、屋内テニス場

- (1) 頻 度：状況に応じて適宜行う。
- (2) 内 容：壁、床、ドア等の日常清掃および、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所(8カ所)

- (1) 頻 度：状況に応じて適宜行う。
- (2) 内 容：利用者に不快感を与えないよう、汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレットペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

- (1) 適用範囲：公園全域の工作物
- (2) 頻 度：状況に応じて適宜行う。
- (3) 方 法：工作物周辺のゴミ拾い、掃き掃除を実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行なう。また定期的に、パーゴラや照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲：公園全域(清掃区域図(資料集)参照)
- (2) 頻 度：利用状況に応じて適宜
- (3) 方 法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感

を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。県の指導がある場合は、これに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所
- (2) 頻 度：適宜、梅雨前、台風時期
- (3) 方 法：排水機能に支障が無いよう、ゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて泥上げ等の作業を行う。

Ⅲ 運営管理

本公園の様々な運動施設を活用し、スポーツ大会やスポーツイベント誘致・開催等を行い、スポーツによる地域活性化を図ることに努める。また、プロのスポーツ選手育成だけでなく、生涯を通じた健康づくりに寄与するプログラムや多様な特性を持つ人が参加できるニュースポーツの推進等、利用者の需要に応じた利用促進事業のさらなる推進を期待する。また、公園の自然や御坂サイフォンなどの歴史資源を生かした公園利用の促進や、地域の活性化やコミュニティ醸成を図るため、県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫を期待する。

1. スポーツ施設管理運営の留意点について

1.1 JOC パートナー協定に基づく運営管理(陸上競技場・球技場・屋内テニス場)

JOC(日本オリンピック委員会)とパートナー協定を締結に基づき陸上競技場・球技場・屋内テニス場は下記により運営を行うこと。

- (1) JOC が実施する、競技スポーツ強化事業等については、その優先使用に努めること。
- (2) 上記の使用に際しては、施設利用料の50%減免を行うこと。
- (3) 国内外の大規模な大会の誘致や、トップアスリートの練習会場としての活用等を行い、施設価値の向上・PRに務めること。
- (4) 上記以外の施設についても協力を求めた場合、積極的に協力すること。

1.2 日本のテニスのメッカを目指した屋内テニスコートの運営

- (1) 日本のテニス競技の中核施設となるよう、テニス場として質の高い運営を行うこと。
- (2) テニス以外の利活用についても、施設の特徴を生かし、地域活性化等に資するイベント等を取り入れること。
- (3) 施設命名権導入に伴う対応業務と連携しテニスコートの利活用を図ること。
- (4) その他、テニス場の運営管理について
 - ① テニスコートの共同利用について、その利用者のために、常時屋内・屋外各コート1面を確保するよう努めること。
 - ② 収益事業のテニス教室等で指定管理者がテニスコートを利用する場合は、著しく一般利用者の利用を妨げないこと。
 - ③ 施設利用者等への利便性向上のための喫茶・軽食コーナーについては、本格的な食事が提供できる設備を備えており、施設の設置目的を達成するためにも、収益事業等による十分な活用を行うこと。

2. 安全巡視

2.1 パトロール

- (1) 適用範囲：公園全域
- (2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行う。実施にあたっては巡回ルートなどを設定した実施計画を策定し、それに基づき実施する。イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は事故者の保護に努め、事件関係者に注意する。状況に応じ救護の必要があればすぐに現地に急行し応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとらなければならない。必ず、県に報告し指示を受けること。また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。スタッフはこれらの事態の発生に適切に対応するため、救命講習会等の受講に努めること。

AEDは使用貸借物品であり、第1・2陸上競技場、野球場、球技場管理棟(クラブハウス)、屋内テニスコートの5箇所に設置している。利用状況を踏まえ、必要に応じて指定管理者で追加設置し、救急対応に努めること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

各種スポーツ施設、会議室の有料施設および公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

施設を損傷させる恐れのある行為については、未然に防止する。

3.2 施設利用予約等について

窓口受付の他、利用者がインターネット等(インターネット及び携帯電話)により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入すること。

※ (公財)兵庫県園芸・公園協会が運用する施設予約システムに参加することは可能であるが、その場合応分の負担が必要となる。

HPアドレス：<http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#>

4. 利用料金等の徴収

兵庫県都市公園条例(以下「条例」という。)及び兵庫県立都市公園条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき、利用料金を徴収する。

4.1 適用範囲

- (1) 陸上競技場
- (2) 第2陸上競技場
- (3) 野球場
- (4) 球技場(3面)
- (5) テニスコート(屋内9面・屋外4面)
- (6) グラウンド・ゴルフ場

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、兵庫県立都市公園条例施行規則第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条(抄)】

第1項、第2項 略

第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。
- 第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。
- 第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。
- 第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることができる。

5.2 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号および第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取り組み

6.1 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高める事に努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらふことにより親しみある公園となるように努めること。

- (1) 住民参画による公園の管理運営について積極的に取り組むこと。
- (2) 公園利用を促すイベント等の企画及び実施を行うこと。

6.2 「三木総合防災公園管理運営協議会」の設立協力及び運営について

(1) 設置目的

本公園が利用しやすく整備効果を十分発揮できるよう、利用促進方策、運営管理等について関係者相互間で協議を行うため、県は「三木総合防災公園管理運営協議会」の設置を予定している。そのため、指定管理者は県と協力して協議会を立ち上げ、設立後は運営を行うこと。

(2) 組織

- ① 構成員はスポーツ関係者、利用者代表(地元自治会等)、ボランティア団体、兵庫県、三木市等を想定している。
- ② 指定管理者においても、必要に応じ公募により構成員を選出することができる。なお、構成員の変更にあたっては、事前に県と協議・調整を行うこと。

(3) 協議会の役割

下記の事項について、公園管理者及び指定管理者への提案、助言

- ① 公園の管理運営のあり方に関する事項
- ② 公園の豊富な資源や施設の有効的な利活用に関する事項
- ③ 公園利用者と地域住民の参画と協働の具体的な取り組みに関する事項
- ④ その他、目的を達成するため必要な事項

(4) 指定管理者の役割及び開催頻度

- ① 事務局として、日程調整、企画・運営・連絡調整等のコーディネートを行う。
- ② 年2回程度実施する。
- ③ この会議の運営にかかる費用は指定管理者が負担する。

6.3 広報活動

利用者の利便性広報や公園の利活用につながる情報提供等、様々な媒体を用いて効果的な広報を行うこと。

(1) 内 容 :

- ① 公園の存在、内容を知らせる。
- ② 休業日・利用時間・利用方法を知らせる。
- ③ 公園で行われる催しを知らせる。
- ④ 有料施設の案内・宣伝。

(2) 方 法 : パンフレット、ホームページ、SNS、イベント、新聞、雑誌等

(3) その他

- ① 本公園近隣の公園施設等のパンフレットをできる限り収集し、利用者の目の届くところに置くこと。
- ② 屋内テニス場については、ネーミングライツによる愛称「ブルボンビーンズドーム」を全面に出した施設 PR を行うとともに、本施設で開催される大会・イベント等の主催者に対しても、同様の指導を行うこと。

6.4 利用促進事業

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業

である。公園の資源を活かしたプログラムや、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求める。

さらに、指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能である。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできない。

7. 施設命名権導入に伴う対応業務

施設命名権に伴い発生する下記の①～④の対応業務について、県と連絡調整を綿密に行い協議のうえ適切に行うこと。また、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

- ① 国際大会等の誘致 ATP チャレンジャーツアーを誘致・開催すること
- ② 世界レベルのジュニア選手の育成
- ③ テニスを通じたスポーツ振興
- ④ 安全な暮らしを支える防災拠点としての公園 PR や県民の防災意識の醸成に資する防災イベント等の実施(年4回以上)

なお、ネーミングライツの現契約期間は令和6年～8年度のため、9年度以降の継続については令和8年度に県に確認すること。

8. 広告誘致に伴う対応業務

県では、兵庫県立都市公園の管理行為の一環として公園施設を有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と県民サービスの向上を図ることを目的として屋内テニスコート、陸上競技場を対象に広告掲載事業を実施している。なお、広告掲載事業における募集方法、広告料等は、兵庫県立都市公園広告掲載事業実施要綱(参考資料)に基づき、指定管理者が定めることができる。(参考資料：三木総合防災公園の広告掲載要領)

【三木総合防災公園の広告掲載実績(R4年度)】

- ① 広告掲載企業：4団体
(生活協同組合コープこうべ協同学苑・スポーツサーフェス(株)・(株)ダンロップスポーツマーケティング大阪支社・(特非)ビーンズプロジェクト)
- ② 広告料(年額)：66,000円(税込み)×4団体
掲載期間：1年更新

9. 運動施設の特別利用

運動施設の特別利用については、兵庫県立都市公園条例施行規則第6条第6項に基づき、指定管理者が運用を定めている。現指定管理者においては、前年度に利用承認を行っている

ことから、令和6年度の運用に当たっては、引き継ぎを行い、適正な運営を図ること。

IV 広域防災拠点業務

本公園は、災害時には隣接する「兵庫県広域防災センター」と一体となって県下全域を対象とする広域防災拠点であり、県下で発生した大災害の背後支援基地となる。本公園に求められる防災機能は、主に、①食料等物資の備蓄機能、②救援物資の集積・保管機能、③応急活動要員の宿営機能である。全ての施設や広場は、危機管理部と協議のうえ、災害時に速やかに機能転換を図れるようあらかじめ災害時の役割を設定している。また三木市地域防災計画において、広域輸送拠点及び屋内テニスコートが指定避難所に指定されている。

よって、公園の防災計画上の機能を理解し、県の防災拠点として平常時・災害時の対応業務を県と協力して責任を持って行うこと。

指定管理者は、広域防災拠点業務として「平常時の業務」「災害待機時業務」「災害時応急対策業務」「大規模災害発生時業務」を実施すること。

なお、「災害待機時業務」「災害時応急対策業務」「大規模災害発生時業務」については、指定管理者は公園管理業務とは別に、「県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書」（資料集参照）を県と締結し、この契約に基づき実施すること。指定管理者が「災害待機時業務」「災害時応急対策業務」「大規模災害発生時業務」を行った場合は、県は指定管理費とは別に、契約に基づく金額を指定管理者に支払う。

なお、「災害待機時業務」「災害時応急対策業務」「大規模災害発生時業務」の実施に際して、事前（募集時）に提出した実施体制の確保・維持に努めること。

【指定管理業務(指定管理業務契約)】

1. 平常時の業務

1.1 備蓄倉庫の管理

陸上競技場バックスタンド及びサイド下の備蓄倉庫の備蓄物資、救助物資を管理する。また、物資については、購入年月日が古いものから順に搬出できるよう備蓄場所の入れ替えを行うこと。

- (1) 物資の品目・個数・消費期限・位置を記載した帳簿管理(四半期毎に帳簿提出)
 - (2) フォークリフトの操縦による備蓄物資の運搬、格納
 - (3) 業者等からの物資の引き取り・立ち会い
 - (4) 備蓄倉庫の開錠・施錠(機械警備の設定、解錠を含む。)
 - (5) 倉庫内の整理・整頓、倉庫内及び周辺の清掃
- (注) (2)、(3)は、原則県の指示に基づく。(4)、(5)は、自主的な倉庫管理を含み、場合によっては県の指示に基づく。(倉庫施設の維持管理は公園の指定管理業務)

1.2 資機材等の使用管理

備蓄倉庫内で使用する資機材を管理する。

- (1) フォークリフトの充電・所定場所への配置、移動式リフトの所定場所への配置、投光器・救助資機材等の所定場所への配置(別添「備蓄倉庫内・資機材一覧表」参照)

(注) フォークリフト、移動式リフト等機材の定期点検は県が行う。

- (2) 機材の整理・整頓等

備蓄倉庫内の機材は常に整理・整頓に心掛ける。

月2回は備蓄倉庫内を巡回し、フォークリフトの動線上への障害物や機材や備蓄物資の散乱が見られた場合は、直ちに整理・整頓を行う。

1.3 非常用設備等の整備非常用電源(発電機)の燃料の確保は県が実施するため備蓄量の報告を行うこと。

陸上競技場 燃料タンク 軽油 8,000リットル

屋内テニス場 燃料タンク 軽油 1,900リットル

1.4 防災連絡会議(仮称)、訓練の参加・実施

広域防災センターと指定管理者等(再委託先含む)で防災情報を共有するため、防災連絡会議(仮称) [事務局: 広域防災センター] に出席するとともに、災害時に円滑な対応ができるよう平常時から防災訓練を実施する。

- (1) 月1回開催する防災連絡会議(仮称)に参加し情報を共有すること。
- (2) 県・市町合同防災訓練へ参加すること。(年1回程度)(資料集: 防災訓練等の実績参照)
- (3) 県・関西広域連合主催の防災訓練へ参加すること。(年1回程度)(資料集: 防災訓練等の実績参照)
- (4) 指定管理者が災害時に適切物資の搬出入や機材の操作ができるように、災

害を想定した備蓄倉庫の搬出入の訓練計画を県の承認を得て策定し、訓練を実施すること。(年2回程度を想定)

1.5 広域防災拠点業務の訓練等における公園利用との調整

県は事前に防災訓練等のスケジュールを明示するため、公園利用との調整を行うこと。その他、計画外の備蓄倉庫の管理、防災訓練等の実施が生じた場合は、事前に県と調整の上、公園利用との調整を行うこと。

(指定管理経費とは別経費で行う業務)

【災害時の業務(県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書)】

県は「県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書」に基づき、指定管理者に災害応急対策業務を指示する。

指定管理者は、その指示に基づき災害応急対策業務を実施する。平常時の事務との関連性を有していることから、実施にあたっては、特別の理由がない限り、職員等を県に提供することにより業務を実施することとする。

2. 災害待機時業務

2.1 人員待機・準備業務

県災害警戒本部または県災害対策本部が設置され、県(広域防災センター)から指定管理者に指示があった場合は、県(広域防災センター)と協議の上、人員体制を整え災害発生に備え備蓄物資搬出の準備を行う。

県広域防災センターと緊密に連絡を取り、状況把握に努め災害発生に備える。

2.2 備蓄倉庫での準備

(1) 備蓄物資の搬出準備

(2) 状況把握のため災害警戒区域の情報収集(天候、交通事情等)等に努めることが望ましい。

3. 災害時応急対策業務

本県における地震・風水害その他の災害発生時の応急対策業務について、県の指示に基づき県と連携して実施する。

3.1 備蓄倉庫の管理

県からの物資、資機材の搬出入に係る指示(日時・数量・配送場所等)に基づき、備蓄倉庫からの搬出入・仕分けを行う。

(1) 備蓄物資の搬出入数量等の把握

(2) フォークリフト操作による備蓄物資、資機材の搬出入(フォークリフトの

充電含む。

(注) 備蓄物資の搬出入に従事する人員は2名を基本とするが、搬出入の量により増減での対応も可能とする。また、搬出入の量が多い場合、県等からの応援職員を配置することがある。(県広域防災センターと協議をしながら進める。)

(3) 物流事業者(運送業者)との連絡調整

県から備蓄物資、救助物資の搬出入に係る指示を受けた後に、物流事業者等から到着時間等の変更など備蓄倉庫内の搬出入に係る連絡調整は指定管理者又は、受託者が行う。

(注) 物資の受入や搬出に係る判断は県が行うが、現地における物資の搬出入の順番など効率的な業務遂行に関するものは、指定管理者又は受託者の責任者において行う。

3.2 救援物資の受入れ

一次物資拠点として、県からの救援物資の搬出入に係る指示に基づき、備蓄倉庫又は屋内テニスコートにおいて救援物資の搬出入・仕分けを行う。

(1) 備蓄物資・救援物資の搬出入

県の指示に基づき、備蓄物資、救援物資の搬出入の業務を行う。

(2) 物流事業者(運送業者)との連絡調整

県は備蓄物資、救助物資の搬出入に係る指示を行った後に、物流事業者等から到着時間等の変更などの連絡があった場合は速やかに指定管理業者に連絡する。なお、到着時間のみを知らせるなどの軽微な連絡は、指定管理業者と物流事業者等との間で直接やりとりを依頼する場合がある。

出入の量が多い場合、県等からの応援職員の配置することがある。(県広域防災センターと協議をしながら進める。)

(3) 必要に応じてフォークリフト等機器の操縦により物資の搬出入を行う。

4. 大規模災害発生時業務

大規模災害発生時において「三木全県広域防災拠点運営要領」(資料集参照)に基づく三木全県拠点本部の設置に伴い、指定管理者は契約に基づき物資班の構成員として業務に従事する。従事にあたっては県の指示に基づき県と緊密に連携の上、災害活動に従事する。

4.1 三木全県広域防災拠点物資班

(1) 物資、資機材の集配(搬出入・仕分け)

県からの物資、資機材の搬出入に係る指示(日時・数量・配送場所等)に基づき、物資集配エリア(第1陸上競技場(備蓄倉庫含む)・第2陸上競技場・屋内テニス場)からの搬出入・仕分けを行う。

(2) 物流事業者(運送業者)との連絡調整

県から備蓄物資、救助物資の搬出入に係る指示を受けた後に、物流事業者等から到着時間等の変更など公園内の搬出入に係る連絡調整は指定管理者が行う。

(注) 前記3.1備蓄倉庫の管理、(3)注意書きと同じ。

(3) 物資集配エリアの管理運営

第1陸上競技場(備蓄倉庫含む。)・第2陸上競技場・屋内テニス場での物資、資機材の集配においては、各エリアに責任者を配置してその業務にあたる。

指定管理者に連絡の上、県は県職員、民間、物流事業者、ボランティア等応援人員の配置を行う場合がある。

4.2 県広域防災センター(三木全県拠点本部)との連絡調整

県広域防災センターに設置する「三木全県拠点本部」の各班各チームと緊密に連携し業務を遂行するとともに、公園管理業務の調整を行う。

(1) 総括班総務チームとの連携

物資輸送・応援人員等については総務チームと連携を図る。

(2) 総括班部隊調整チームとの連携

公園内の部隊駐屯エリア・臨時ヘリポート(野球場)の使用に係る調整は部隊調整チームと連携を図る。

(3) 総括班機動チームとの連携

機動チームから物資班の業務従事の連絡が入った場合は、連携を図りながら業務を進める。

(4) その他、県広域防災センター長(拠点本部総括)からの指示により、災害活動業務に従事する。

5. 契約期間満了後の引き継ぎ期間の設定について

契約期間満了により指定管理者が変更することに伴い、大規模災害発生時の業務遂行を確保するため、広域防災拠点業務のうち災害待機業務、災害応急対策業務及び大規模災害発生時業務に限り、令和11年4、5月の2カ月間を引き継ぎ期間として、大規模災害発生時には災害時の業務を実施すること。

なお、実施に要した費用は「県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書」(別紙参照)に基づく金額を支払う。

〔指定管理業務(指定管理業務契約)〕

V 公園内における緊急時に対する措置

1. 災害発生時の災害応急対策業務実施における公園利用との調整

災害の発生による災害応急対策業務の実施に際して、県から応急活動要員の受入、救助職員の集結、宿泊の受け入れについて指示があった場合は、公園施設内の利用や公園内行事の調整を行う。なお、災害応急対策業務の実施における利用料金の返金が生じた場合については県(危機管理部経費)が負担を行う。

2. 公園内の災害・事故への対応

2.1 公園内の災害への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害の未然防止、被災の最小化に努めること。災害発生時においては、公園施設内の安全管理に努めるとともに、適切かつ迅速な対応を行う。

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時においては基本的にこのマニュアルに基づき行動する。なお、同時に災害応急対策業務の実施指示がある場合は想定されるため、これらの事態にも留意したマニュアルとすること。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

2.2 災害復旧

① 応急対応

危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

2.3 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定する。

内容：人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

(2) 事故時の措置

① 重大な事故(公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故)については、必ず県に報告、その他の事項については適宜報告する。

② 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。

③ 事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

④ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

2.4 訓練・予防

(1) 公園内の事故等の緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。

(2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対する注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2.5 災害・事故の際の公園施設の利用

本公園は、三木市地域防災計画において広域避難地として位置付けていることから、地震・台風・その他の災害が発生し、本公園を避難場所・救援活動等の拠点として使用する必要があると県及び市が判断したときは、指定管理者はこれに協力すること。

3. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所、屋内テニスコート、クラブハウス等の夜間及

び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

4. 損害保険への加入

4.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、公園内のイベント開催やボランティア活動の主催者に対して、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけるなどの対応を行うこと。

(内容)公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故につき500万円

4.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済に加入すること。

VI その他

1. 収益事業の実施

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業(都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で収益事業を行うことができる。

- ① 収益事業のテニス教室等で指定管理者がテニスコートを利用する場合は、著しく一般利用者の利用を妨げないこと。
- ② 施設利用者等への利便性向上のための喫茶・軽食コーナーについては、本格的な食事が提供できる設備を備えており、施設の設置目的を達成するためにも、収益事業等による十分な活用を行うこと。
- ③ 施設利用者の利便性向上のため第1陸上競技場に設置しているトレーニング室については、収益事業等による活用を期待する。

2. 県への報告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同等現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び有料施設等の利用状況の報告を行う。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出しなければならない。
 - ① 日報
利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。
 - ① 月報
入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。
 - ② 年報
上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。
 - ③ 日入園者数の把握
有料施設の利用者数、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。
 - ④ 利用者満足度調査
公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。
なお、調査項目、調査日については、県と協議のうえ決定すること。
【年間目標調査数】
 - ・公園利用アンケート：合計200人程度(通年)
 - ・イベントアンケート：合計200人程度
(原則2回以上：春、秋のイベントで各1回以上)
 - ・施設アンケート：合計100人程度(通年)※ 利用者満足度調査の結果は、県が実施する管理運営評価に反映するものとする。
 - ⑥ 自己評価
毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、報告する。
 - ⑦ 苦情、要望等の特別な事項について報告する。
 - ⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告する。
 - ⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を報告すること。
- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き(兵庫県土木部)」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出

すること。

3. 県への損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

4. ローカル5Gの利活用について

本公園にはローカル5G基地局が設置され、新たな観戦システムとして「AIを活用した遠隔観戦システム(陸上競技場、第3球技場)」及びアスリート指導支援システムとして「AIを活用したコーチング高度化システム(ブルボンビーンズドーム、屋外テニスコート)」の運用が図られてきた。指定管理者はこのシステムの管理運営主体である兵庫県企画部情報政策課と別途協定を締結し、このシステムの利活用に努めること。(参考資料 「兵庫県立三木総合防災公園におけるローカル5G等を活用したシステムの維持管理・運営に係る協定書」参照)